

健生難発 0310 第 3 号
令和 7 年 3 月 10 日

都 道 府 県
指 定 都 市
各 中 核 市 衛生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」について（通知）」の一部改正について

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号。以下「告示」という。）の留意事項については、平成 26 年 12 月 18 日付け雇児母発 1218 第 1 号「「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」について（通知）」において示しているが、今般、告示の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内関係者、関係団体及び関係機関等に対する周知を徹底し、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき
当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）について（通知）

一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新			旧		
記			記		
第 1 ～ 第 15（略）			第 1 ～ 第 15（略）		
別表（略）			別表（略）		
（参考資料） 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧			（参考資料） 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧		
	疾病の状態の程度	対象基準		疾病の状態の程度	対象基準
全疾患群共通	（略）	（略）	全疾患群共通	（略）	（略）
悪性新生物	（略）	（略）	悪性新生物	（略）	（略）
慢性腎疾患	（略）	（略）	慢性腎疾患	（略）	（略）
慢性呼吸器疾患	（略）	（略）	慢性呼吸器疾患	（略）	（略）
慢性心疾患	（略）	（略）	慢性心疾患	（略）	（略）
内分泌疾患	（略）	（略）	内分泌疾患	（略）	（略）
膠原病	（略）	（略）	膠原病	（略）	（略）

新			旧		
糖尿病	(略)	(略)	糖尿病	(略)	(略)
血液疾患	(略)	(略)	血液疾患	(略)	(略)
免疫疾患	(略)	(略)	免疫疾患	(略)	(略)
神経・筋疾患	(略)	(略)	神経・筋疾患	(略)	(略)
	<u>運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼、脊柱変形のうち一つ以上の症状が続く場合</u>	<u>同左</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
慢性消化器疾患	(略)	(略)	慢性消化器疾患	(略)	(略)
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	(略)	(略)	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	(略)	(略)
皮膚疾患	(略)	(略)	皮膚疾患	(略)	(略)
骨系統疾患	(略)	(略)	骨系統疾患		
脈管系疾患	(略)	(略)	脈管系疾患	(略)	(略)